

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会 会則

(名称)

第1条 本会は長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会(以下「本会」といふ)と称する。また、松本県ヶ丘高等学校東京同窓会、松本県ヶ丘高校東京同窓会並びに縣陵東京同窓会とも称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦と交流及び発展向上を図り、延いては母校の発展と興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために左記事業を行う。

1. 毎年1回(春)定期総会の開催。
2. 会報及び会員名簿の発行。
3. 会員の親睦会、講演会、見学会及び座談会の開催。
4. 同好会運営の援助推進。
5. 在京他同窓会・県・中信同窓会連合会との交流、親睦の推進。
6. その他、前条の目的達成に必要なと認められる事業。

(会員)

第4条 本会は旧制松本第二中学校及び長野県松本県ヶ丘高等学校に入学または在籍した者で、東京及びその近県に在住する者及び本会に入会を希望する者を以て組織する。

(所在地)

第5条 本会の所在地を会長の住所とする。ただし、

運営細則に別の定めがあるときはその住所とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 幹事長 | 1名 |
| 4. 代表幹事 | 若干名 |
| 5. 会計 | 1名 |
| 6. 監事 | 2名 |
| 7. 事務局長 | 1名 |
| 8. 幹事 | 各卒業回期 2名 |

(役員を選任)

第7条 役員を選出は左記方法により選出し、任期は2年とし再任を妨げない。但し会長については、原則2期4年までとする。

1. 会長、副会長は代表幹事会で選出し、幹事会に報告の上、総会の承認を要する。
2. 幹事長、代表幹事、会計、監事、事務局長は幹事会において互選する。
3. 幹事は各回期または会員からの推薦にもとづき選任する。
4. 各委員会の委員は、会長、幹事長、事務局長に於いて選任し、幹事会に報告承認を得る。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、本会事務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長職務を代行する。
3. 幹事長は総会および幹事会において決議された事項、本部同窓会から委嘱された事項及び

日常業務を執行する。

4. 事務局長は、事務局を組織し本会の事務全般を処理する。幹事長事故ある時は幹事長の職務を代行する。

5. 代表幹事、幹事、会計はあらかじめ定められた事項を行う。

6. 監事は、本会、総会の会計全般の監査を行い、会長および会員に報告する。

7. 幹事は、各委員会に所属して代表幹事を補佐する。

(会議)

第9条 会議は総会、幹事会、代表幹事会の3種とする。

(総会)

第10条 総会は定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会は毎年6月に開催する。
2. 臨時総会は、代表幹事会が必要と認めるとき開催する。
3. 総会は会長が招集する。
4. 総会の議長は別途選出する。

(総会議決事項)

第11条 総会において、左記事項を審議決定する。

1. 会長、副会長の承認。
2. 事業計画の決定。
3. 事業報告及び予算・決算の承認。
4. 会則の変更。
5. その他、代表幹事会で必要と認められた事項その他。

(総会の議決)

第12条 総会の議決は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(代表幹事会)

第13条 代表幹事会の構成は、幹事長、代表幹事、会計及び事務局長とし、幹事長が招集し、必要に応じて関係者を出席させ、議長となり会務の運営に関する左記事項を議決執行する。

1. 会長、副会長の選出。
2. 会則及び細則、規定の改正、変更の立案に関する事項。
3. 事業計画及び予算案の立案。
4. 総会に付議する事項及び総会開催に関する事項。
5. 目的達成に必要な事項並びに会長、副会長が必要と認めた事項。
6. 議決は全会一致を旨とするが止むを得ない場合は出席者の過半数を以て議決する。

(幹事会)

第14条 幹事会の構成は幹事とし、幹事長が召集し、左記事項を行う。

1. 幹事長、代表幹事、会計、監事、事務局長の選出。
2. 事業計画及び予算案の審議承認。
3. 事業報告及び決算の承認。

(会費)

第15条 本会の経費は会費及び寄付金・広告費等を以てこれに充てる。

1. 会費 年額 2,000円 または終身会費 20,000円。
2. 寄付金・広告費等。
3. 会費及び寄付金・広告費等の徴収のため、郵便局・銀行等に預貯金口座を開設し、本会の定める方法によって納入するものとする。
4. 経済事情の動向により会費を変更することができる。

(会計期間)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(名誉会長等)

第17条 本会に名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

1. 名誉会長、顧問、相談役、参与は、会長、副会長、幹事長、事務局長、代表幹事経験者の中から代表幹事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
2. 名誉会長、顧問、相談役、参与は、本会の目的達成に必要な事項について、会長の諮問に応ずる。
3. 幹事長は名誉会長、顧問、相談役及び参与に幹事会並びに代表幹事会への出席を求めることができる。

(運営細則)

第18条 本会則に定めなき事項は、運営細則に定めるところによる。

(附則)

1. 本会則の発行は昭和43年11月25日とする。
 2. 一部改正 昭和44年5月10日
 3. 一部改正 昭和56年6月4日
 4. 一部改正 平成9年6月13日
 5. 一部改正 平成20年6月14日
 6. 一部改正 平成25年6月8日
 7. 一部改正 平成27年6月13日
- 本会則を原本とする。

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会
運営細則

(目的)

第1条 この運営細則は、長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会会則に定める幹事会及び代表幹事会の幹事及び役員を選任並びに幹事会及び代表幹事会の運営に関し、同窓会会則に定めなき事項を定める。

(回期幹事)

第2条

1. 議決権を有する各卒業回期の幹事を2名とし、各回期または会員の推薦に基づき選出する。
2. 回期幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
3. 各幹事は、代表幹事とともに次条に定める各委員会に所属し、会の運営を行う。

(委員会)

第3条 代表幹事会の協議により各役割分担を明確にし、左記委員会を設ける。

1. 総務委員会 (特命を含む)
2. 財政委員会
3. 総会指導委員会
4. 6年委員会
5. 縣陵レディース (女性会員担当)
6. 渉外委員会
7. 広報委員会 (会報・HP担当)
8. 実行委員会
9. 会計委員会

(役員)

第4条 各委員会の委員長は代表幹事があたり、代表幹事会で選出する。ただし、実行委員会委員長は

母校愛のリレー当番学年会員の中から選出する。
(総務委員会)

第5条 総務委員会は、左記事項を推進する。

1. 代表幹事会及び幹事会の日程、議題を決定、場所を確保し、その発送を事務局に指示すること。

2. 代表幹事会及び幹事会の議事進行を行い、議事録を作成しHPへ掲載する。

3. 会員の慶弔に関する事項。

4. 事業年度開始時に、総務事項に関する事業計画及び年度予算の立案。

5. 事業年度開始時に、全体の事業計画・年度予算を取りまとめる。

6. 事業年度末に、各委員会からの年度活動と決算書を取りまとめ、幹事会で報告すること。

7. その他、総務事項に関する事項。

(財政委員会)

第6条 財政委員会は、左記事項を推進する。

1. 本会の財政基盤確立のための企画と推進。

2. 年会費、終身会費の徴収に関して、金融機関に同窓会名義の口座を開設し、管理者を定めて口座管理を行う。

3. 事業年度開始時に、財政に関する事業計画及び財政に関する年度予算の立案。

4. 事業年度末に各委員会からの年度活動と決算書を取りまとめ、幹事会で報告すること。

5. その他、財政に関する事項。

(総会指導委員会)

第7条 総会指導委員会は、左記事項を推進する。

1. 事業年度開始時に、実行委員会に委任されていない範囲での総会及び懇親会に関する包括的な事業計画・予算案の立案と幹事会への提案。

2. 総会・懇親会計画・予算作成のサポートとチェック及び幹事会への提出・報告。

3. 実行委員会と幹事会の調整、幹事会からの要望の伝達、同窓会としての承継事項の承継と実行委員会をサポートする。

4. 事業年度末に年度活動と決算書を総務委員会に提出し、幹事会で報告すること。

5. 6年委員会との連携に関する事項。

6. 新規会員の増強に関する事項。

7. その他、総会及び懇親会に関する事項。

(6年委員会)

第8条 6年委員会は、左記事項を推進する。

1. 事業年度運営計画、予算の策定・提案。

2. 6年委員の増強に関する事項。

3. 6年委員会の招集と運営に関する事項。

4. 新規会員の増強に関する事項。

5. 総会指導委員会との連携に関する事項。

(縣陵レディース委員会)

第9条 縣陵レディースは、左記事項を推進する。

1. 女性会員の同窓会活動への参加促進に関する事項。

2. 年次総会、懇親会に関する女性会員の係わり方に関する事項。

3. 事業年度末に年度活動と決算書を総務委員会に提出し、幹事会で報告すること。

4. 事業年度開始時に女性会員の入会促進及び活動に関する事項の事業計画、予算案を立案し幹事会へ提案すること。

5. その他、女性会員に関する事項。

(広報委員会)

第10条 広報委員会は、左記事項を推進する。

1. 会報「あがた」発行に関する事項。

2. 会報の広告に関する事項。

3. 事業年度開始時に、広報に関する事業計画及び広報に関する年度予算の立案。

4. 実行委員会編集部との調整に関する事項。

5. ホームページの維持管理及び活用促進に関する事項。

6. 事業年度末に年度活動と決算書を総務委員会に提出し、幹事会で報告すること。

7. その他、広報・HPに関する事項。

(渉外委員会)

第11条 渉外委員会は、左記事項を推進する。

1. 渉外に関する事項。

2. 本部同窓会、支部同窓会、同窓連、他同窓会との連携に関する事項。

3. 事業年度開始時に、渉外に関する事業計画及び渉外に関する年度予算の立案。

4. 事業年度末に年度活動と決算書を総務委員会に提出し、幹事会で報告すること。

5. その他、渉外に関する事項。

(実行委員会)

第12条 実行委員会は、定期総会の懇親会企画・運営に携わる。

1. 実行委員は母校愛のリレー当番学年会員が担当する。

2. 実行委員長は、企画・運営に関する企画書を幹事会に提案し承認を得る。

3. 実行委員長は、総会の懇親会執行に当たり、総会指導委員会と連携し、その指導援助を受ける。

4. 実行委員長は定期総会終了後、企画・運営に関して決算報告書の監査を受け、総括報告を幹事会に提出する。

(会計委員会)

第13条 会計委員長は代表幹事の中より選出し、委員会を組織し左記事項を行う。

1. 幹事長及び各委員長からの請求による金銭の出納、記録を担当する。
2. 総務・財務委員長と協力して、年度予算案を立案し、幹事会に提案する。
3. 総務・財務委員長と協力して、決算書を作成し幹事会の承認を得て、監事に提示、監査を受ける。
4. 現金、出納帳、証拠書類等の閲覧が何時でもできるよう保管と管理をする。
5. 特別会計、総会会計各資料すべての保管、管理をする。
6. 委員は、会計委員長の指示にもとづき、諸会合の会費徴収等の会計の事務を分担する。
7. その他、会計に関する事項。

(監事)

第14条

1. 監事は、幹事会において幹事の中より選出する。
2. 監事は、会務執行を行う幹事長及び代表幹事を兼務してはならない。
3. 監事は、会計を監査し、その結果を会長に報告するとともに総会に対し監査報告を行うものとする。また監事は必要に応じて代表幹事会に出席して会計に関する意見を述べることができる。
4. 監事は、総会の決算を総会終了後2ヶ月以内に行行委員会より提出を受け監査する。
5. 本会計の監査は、会長より提出を受け、毎年4月中に実施する。
6. 監査の立会いは、総会については、幹事長、総会指導委員長、会計とし、本会計は会長、

幹事長、事務局長、総務委員長、財政委員長、会計とする。

(事務局長)

第15条 事務局長は、代表幹事の中より選出し、左記事項を推進する。

1. 会運営に関する事務全般に関すること。
2. 名簿管理に関すること。
3. 対外的受付窓口に関すること。
4. 会員、幹事、代表幹事等への連絡、通知に関すること。
5. 同窓会長印鑑、金融機関届出印鑑、同窓会旗の管理に関すること

(預貯金口座)

第16条 前第6条第2項に定める金融機関の口座については下記の通りとする。

1. 金融機関の口座の代表者は、財政委員長または財政副委員長のうち会長が指定する者とする。
2. 金融機関の口座における本会の所在地を、前項により指定された代表者の住所とする。
3. 前第1項により指定された代表者は、その口座の管理を行う。

(運営細則の改廃)

第17条 本運営細則は、代表幹事の発議により、幹事会の承認を以て改廃することができる。

(附則)

1. 本運営細則の発行は、平成9年6月13日とする。
 2. 一部改正 平成12年6月10日
 3. 一部改正 平成20年3月25日
 4. 一部改正 平成25年6月8日
 5. 一部改正 平成26年5月29日
 6. 一部改正 平成27年6月13日
- 本運営細則を原本とする。

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会
弔慰規定

第1条(目的) この規定は、弔慰について規定する。

第2条(対象) 会は左記に該当する場合に弔意を表す。

1. 東京同窓会活動に永年貢献(継続的に幹事を努めた者)した会員本人の死亡。
2. 本部同窓会、関西同窓会については、名誉会長、会長、副会長、幹事長とする。
3. 同窓連、僚友校については、会長とする。

第3条(弔慰の表示) 弔慰は原則、弔電を以てあらわす。

1. 弔慰の判断、方法(香典、生花、弔電)は、会長、幹事長の協議とする。

第4条(会員資格) 会員は本会入会以来終身会費および当該年度まで継続して年会費を納入している者とする。

第5条(連絡) 会員の訃報を知りえた者は、速やかに会長、幹事長に報告するものとする。

第6条(手続き) 緊急を要する場合には、諸手配を事後速やかに会長、幹事長に報告するものとする。

第7条(葬儀後の取り扱い) 葬儀終了後に訃報を知った場合には、弔慰の手続きは訴求しないものとする。

(附則) 本規定は平成25年6月8日より施行する。

1. 一部改訂 平成27年6月13日
- 本弔慰規定を原本とする。